

会社概要

2024年4月1日現在

会社名	キャピタル損害保険株式会社(Capital Insurance Corporation)
本社所在地	東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル11階
設立	1994年(平成6年)6月
資本金	62億円
代表者	取締役社長 坂口 智也
従業員数	89名
代理店数	169店
株主	三菱HCキャピタル株式会社(保有割合79.4%) 損害保険ジャパン株式会社(保有割合20.6%)
格付	・スタンダード&プアーズ社(S&P社) (保険財務力格付) A-/安定的 ・株式会社日本格付研究所[JCR] (保険金支払能力格付) AA/安定的
経営指標	・ソルベンシー・マージン比率 2,129.0%

会社沿革

- 1994年 6月 ユナム・コーポレーション(本社:米国メーン州)の100%出資により「ユナム・ジャパン傷害保険株式会社」設立
- 7月 損害保険事業免許および「団体長期障害所得補償保険(GLTD)」等の商品認可を取得し創業
- 2004年 1月 発行済株式の100%を日立キャピタル株式会社(現 三菱HCキャピタル株式会社)が取得し、日立キャピタルグループ(現 三菱HCキャピタルグループ)の一員となる
- 4月 社名を「日立キャピタル損害保険株式会社(現 キャピタル損害保険株式会社)」に変更。日立キャピタル株式会社が株式会社損害保険ジャパン(現:損害保険ジャパン株式会社)に対し保有株式の35%を譲渡
- 2007年12月 「取引信用保険」を開発し販売
- 2008年 3月 事業拡大を目的とした増資を実施、資本金62億円となる
- 2018年 7月 企業向け「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を開発し発売
- 2021年 4月 日立キャピタル株式会社と三菱UFJリース株式会社の経営統合に伴い、三菱HCキャピタルグループの一員となる
- 7月 社名を「キャピタル損害保険株式会社」に変更
- 2021年 9月 仕事と介護の両立を支援するGLTD「介護休業補償特約」を開発し販売
- 2022年10月 企業向け「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を企業向け「がん治療と仕事の両立支援保険」のペットネームでリニューアル発売

健康経営に関する取り組み

・健康経営優良法人 2024(中小規模法人部門)
経済産業省が設計し、日本健康会議がその認定を行う「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人 2024(中小規模法人部門)」に3年連続認定されました。



【お問合せ先】 販売代理店委託に関するご質問・ご照会は下記メールにて承ります。

キャピタル損害保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル11階
営業戦略部 社会保険労務士代理店担当

E-MAIL sr-dairiten@capital-sonpo.co.jp TEL 0120-777-970



顧問先企業の 『治療と仕事の両立支援』 をサポートする 「がん治療と仕事の両立支援保険」 販売代理店募集!!

顧問先企業への提案力強化 + 事務所収益の強化!!

東京社会保険労務士協同組合
キャピタル損害保険株式会社



「販売代理店」にとってのメリット

事務所収益強化!

代理店手数料が安定的な収入源に!

新規ご成約時の代理店手数料率は**30%**適用。2年度目以降のご継続契約の代理店手数料率**20%**。ご契約が続く限り、毎年手数料が支払われますので、継続かつ安定的な収入源となります。

※このパンフレットにおける対象の方は東京都社会保険労務士の会員様とさせていただきます。
※弊社販売代理店委託には事前審査がございます。審査させていただいた内容によっては委託をお断りさせていただく場合がございますので予めご了承願います。



「がん治療と仕事の両立支援保険」の特長

「がん治療と仕事の両立支援保険」は、企業等の法人が契約者(保険料負担者)となり、社員の皆さま全員を補償の対象者(被保険者)として一括してご契約いただく保険です。

がん治療と仕事の両立を支援する福利厚生制度として、多数の企業に導入されています。

1

「がん」にかかったことのある方でも補償の対象に!

一般的ながん保険と異なり、所定の条件を満たせばがんの罹患経験者も補償の対象に含めることができます。がん治療終了後1年を経過していれば補償の対象に含まれます。

2

企業一括告知のため個々の従業員からの告知取付不要

契約者である企業による告知書のみ、ご質問も1項目のみ。ご契約に、社員の氏名・収入等の情報提供は不要(名簿の提供不要)で、かつ保険期間中に中途入社された方も対象範囲に該当する方はご通知なしで入社時から補償の対象となります。

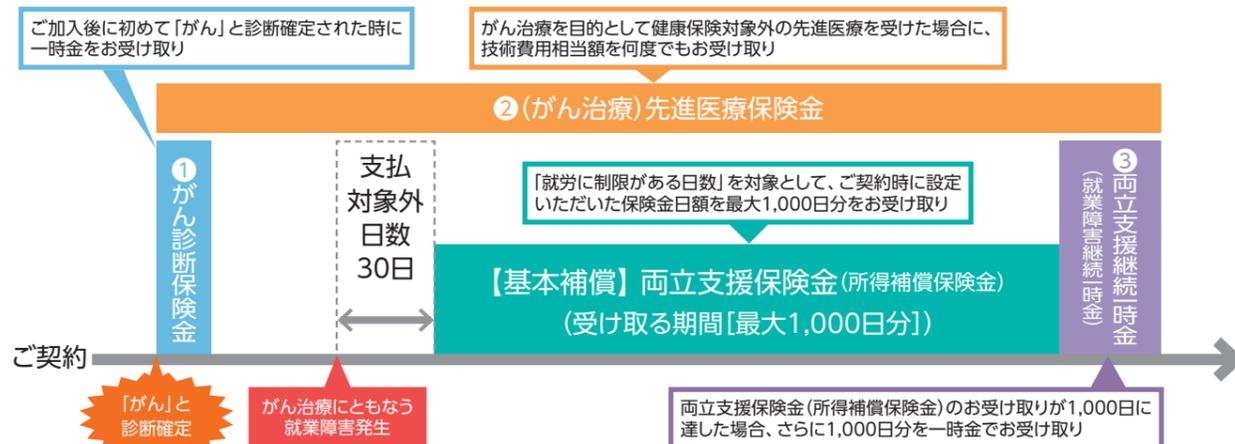
3

保険期間の初日からすぐに補償が開始

「がん保険」固有の「待ち期間(90日間)」の設定がなく、保険期間の初日から補償が開始します。
※両立支援保険金(所得補償保険金)については、別途支払対象外日数30日が設定されます。



「がん治療と仕事の両立支援保険」のイメージ



導入企業の声(一例) ※以下は【導入企業の声 事例③】の抜粋となります

- 企業名:N株式会社 (本社:東京都港区)
- 事業内容:不動産業(開発・賃貸・管理)

●がん治療と仕事の両立支援保険を導入した理由は?

会社経営の基盤となる社員のための健康支援やがん罹患時における経済的な補償を新たな福利厚生制度で実現したい!!

◆『がん治療補償制度』として会社独自制度を導入することにより会社からのメッセージを発信したい

会社は社員が生き生きと働けるよう日頃から配慮すること、また万が一罹患した社員の経済的補償を整えておくことも経営における大事な基盤(経営課題)だと考えています。

会社として就業規則を改定し、『がん治療補償制度』を導入しました。この新たな制度を社員へ周知することで、『もし、自身ががんにかかった場合でも、会社が我々社員を支えている』という会社からの強いメッセージを受けることで社員が勇気づけられるものと考えており、その新制度の構築、運用においてこの保険を活用していきたいと考えています。



◆がん治療完了後1年での再加入可能により公平感のある福利厚生制度の実現

福利厚生制度では役員、正社員、嘱託社員などの間で全員公平な制度構築が重要であると考え、他の保険商品と比較して治療完了後1年で被保険者になることができる点は、制度の公平性に沿う内容であり魅力的でした。

「導入企業の声」詳細は下記二次元コードからご参照ください

※「導入企業の声」は、弊社ホームページに掲載しております



【導入企業の声 事例①】



【導入企業の声 事例②】



【導入企業の声 事例③】